

鳥取市漁港管理条例（平成16年条例第125号）新旧対照表 第27条関係

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------|--------|---|--------------------------------------|-------------------------------|--------|------|------|
| ○鳥取市漁港管理条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第125号 第1条～第23条（略） 別表第1（第15条関係） | | | | | ○鳥取市漁港管理条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第125号 第1条～第23条（略） 別表第1（第15条関係） | | | | | |
| 区分 | | 占用料 | | | 区分 | | 占用料 | | | |
| | | 単位 | 金額 | | | | 単位 | 金額 | | |
| | 非課税とされる占 用 | | 非課税とされる占 用以外の占用 | | 非課税とされる占 用 | 非課税とされる占 用以外の占用 | | | | |
| 工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の | 建物 | 占有面 積1m ² につき 1年 | 550円 | 605円 | 建物 | 占有面 積1m ² につき 1年 | 550円 | 594円 | | |
| | 第1種電柱 | 1本に | 630円 | 693円 | 第1種電柱 | 1本に | 630円 | 680円 | | |
| | 第2種電柱 | つき1 | 970円 | 1,067円 | 第2種電柱 | つき1 | 970円 | 1,047円 | | |
| | 第3種電柱 | 年 | 1,300円 | 1,430円 | 第3種電柱 | 年 | 1,300円 | 1,404円 | | |
| | その他の柱類 | | 56円 | 61円 | その他の柱類 | | 56円 | 60円 | | |
| | 水管、下水 道管、ガス 管その他 の管類 | 外径が0.4 m未満のもの につき 1年 | 長さ1m | 130円 | 143円 | 水管、下水 道管、ガス 管その他 の管類 | 外径が0.4 m未満のもの につき 1年 | 長さ1m | 130円 | 140円 |
| | | 外径が0.4 m以上1m未 | | 340円 | 374円 | | 外径が0.4 m以上1m未 | | 340円 | 367円 |

| | | | | |
|--|----------------------------------|--------|--------|------|
| | 満のもの 外径が1m以 上のもの | | 670円 | 737円 |
| 看板又は広告板 | 表示面積1m ² につき 1年 | 2,000円 | 2,200円 | |
| その他の工作物 | 占用面積1m ² につき 1年 | 550円 | 605円 | |
| 工作物の設置を伴わないもの | 占用面積1m ² につき 1月 | 45円 | 49円 | |
| 備考 1 「非課税とされる占用」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる占用をいう。 2 「第1種電柱」とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 「表示面積」とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。 | | | | |

| | | | | |
|--|----------------------------------|--------|--------|------|
| | 満のもの 外径が1m以 上のもの | | 670円 | 723円 |
| 看板又は広告板 | 表示面積1m ² につき 1年 | 2,000円 | 2,160円 | |
| その他の工作物 | 占用面積1m ² につき 1年 | 550円 | 594円 | |
| 工作物の設置を伴わないもの | 占用面積1m ² につき 1月 | 45円 | 48円 | |
| 備考 1 「非課税とされる占用」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる占用をいう。 2 「第1種電柱」とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 「表示面積」とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。 | | | | |

- 4 占有面積、表示面積若しくは物件の長さが1m²若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1m²若しくは1m未満の端数があるときは、1m²又は1mとして計算するものとする。
- 5 占有料の額が年額で定められているものに係る占有期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとし、占有料の額が月額で定められているものに係る占有期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもって計算するものとする。
- 6 1件の占有料の額が100円未満である場合における当該占有料の額は、100円とするものとする。

- 4 占有面積、表示面積若しくは物件の長さが1m²若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1m²若しくは1m未満の端数があるときは、1m²又は1mとして計算するものとする。
- 5 占有料の額が年額で定められているものに係る占有期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとし、占有料の額が月額で定められているものに係る占有期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもって計算するものとする。
- 6 1件の占有料の額が100円未満である場合における当該占有料の額は、100円とするものとする。

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

| 区分 | 土砂採取料 | |
|----------------|---------------------|--------------------------------------|
| | 単位 | 金額 |
| 土砂 | 1m ³ につき | 110円 |
| 砂利（かき込み砂利を含む。） | | 154円 |
| 栗石 | | 154円 |
| 転石 | 1個につき | 110円に長径が50cmを超える20cmまでごとに110円を加算した金額 |

2 占有料

| 区分 | 占有料 |
|----|-----|
|----|-----|

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

| 区分 | 土砂採取料 | |
|----------------|---------------------|--------------------------------------|
| | 単位 | 金額 |
| 土砂 | 1m ³ につき | 108円 |
| 砂利（かき込み砂利を含む。） | | 151円 |
| 栗石 | | 151円 |
| 転石 | 1個につき | 108円に長径が50cmを超える20cmまでごとに108円を加算した金額 |

2 占有料

| 区分 | 占有料 |
|----|-----|
|----|-----|

| | | | 単位 | 金額 | |
|------|---|-------------------------------|-----------------------------------|----------------|-------------------------|
| | | | | 非課税とされる る占有 | 非課税とされる る占有以外の 占有 |
| 公共空地 | 工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の | 建物 | 占有面積 1m ² につ き1年 | 190円 | <u>209円</u> |
| | | 第1種電柱 | 1本につ き1年 | 630円 | <u>693円</u> |
| | | 第2種電柱 | | 970円 | <u>1,067円</u> |
| | | 第3種電柱 | | 1,300円 | <u>1,430円</u> |
| | | その他の柱類 | | 56円 | <u>61円</u> |
| | | 水管、下水 道管、ガス 管その他 の管類 | 外径が0.4 m未満のもの 長さ1mに つき1年 | 130円 | <u>143円</u> |
| | | | 外径が0.4 m以上1m未 満のもの | 340円 | <u>374円</u> |
| | | | 外径が1m以 上のもの | 670円 | <u>737円</u> |
| | | 看板又は広告板 | 表示面積 1m ² につ き1年 | 2,000円 | <u>2,200円</u> |
| | | その他の工作物 | 占有面積 1m ² につ き1年 | 190円 | <u>209円</u> |

| | | | 単位 | 金額 | |
|------|---|-------------------------------|-----------------------------------|----------------|-------------------------|
| | | | | 非課税とされる る占有 | 非課税とされる る占有以外の 占有 |
| 公共空地 | 工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の | 建物 | 占有面積 1m ² につ き1年 | 190円 | <u>205円</u> |
| | | 第1種電柱 | 1本につ き1年 | 630円 | <u>680円</u> |
| | | 第2種電柱 | | 970円 | <u>1,047円</u> |
| | | 第3種電柱 | | 1,300円 | <u>1,404円</u> |
| | | その他の柱類 | | 56円 | <u>60円</u> |
| | | 水管、下水 道管、ガス 管その他 の管類 | 外径が0.4 m未満のもの 長さ1mに つき1年 | 130円 | <u>140円</u> |
| | | | 外径が0.4 m以上1m未 満のもの | 340円 | <u>367円</u> |
| | | | 外径が1m以 上のもの | 670円 | <u>723円</u> |
| | | 看板又は広告板 | 表示面積 1m ² につ き1年 | 2,000円 | <u>2,160円</u> |
| | | その他の工作物 | 占有面積 1m ² につ き1年 | 190円 | <u>205円</u> |

| | | | | |
|----|---------------|------------------------------------|-----|-----|
| | 工作物の設置を伴わないもの | 占用面積 1 m ² につき 1年 | 90円 | 99円 |
| 水域 | | 占用面積 1 m ² につき 1年 | 90円 | 99円 |

備考

- 1 「栗石」及び「転石」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 栗石 長径が8 cm以上30 cm未満のもの
 - (2) 転石 長径が30 cm以上のもの
- 2 「非課税とされる占用」、「第1種電柱」、「第2種電柱」及び「第3種電柱」並びに「表示面積」とは、それぞれ別表第1の備考1から3までに規定する占用、第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積をいうものとする。
- 3 採取量が1 m³未満であるとき、又は採取量に1 m³未満の端数があるときは、1 m³として計算するものとする。
- 4 別表第1の備考4から6までの規定は、土砂採取料等の額について準用する。

| | | | | |
|----|---------------|------------------------------------|-----|-----|
| | 工作物の設置を伴わないもの | 占用面積 1 m ² につき 1年 | 90円 | 97円 |
| 水域 | | 占用面積 1 m ² につき 1年 | 90円 | 97円 |

備考

- 1 「栗石」及び「転石」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 栗石 長径が8 cm以上30 cm未満のもの
 - (2) 転石 長径が30 cm以上のもの
- 2 「非課税とされる占用」、「第1種電柱」、「第2種電柱」及び「第3種電柱」並びに「表示面積」とは、それぞれ別表第1の備考1から3までに規定する占用、第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積をいうものとする。
- 3 採取量が1 m³未満であるとき、又は採取量に1 m³未満の端数があるときは、1 m³として計算するものとする。
- 4 別表第1の備考4から6までの規定は、土砂採取料等の額について準用する。